

# かいじ号



### No.84

## 若者よ! 消費者力をみがこう!!

### 若者からの相談状況 …ワンクリック詐欺などのインターネット関連が断然トップ

若者からの相談が多い上位5分野(山梨県県民生活センター：平成18年4月～平成19年9月受付分)

	男 性		女 性	
	20歳未満	20歳代	20歳未満	20歳代
1	インターネット関連	インターネット関連	インターネット関連	インターネット関連
2	自動車	借金	商品一般	商品一般
3	玩具・遊具	自動車	電話サービス・料金	借金
4	電話サービス・料金	商品一般	資格講座・語学教室	エステ
5	音響・映像製品	レンタル・リース・貸借	学習教材	割引会員サービス

### 若者の消費者トラブルの主な事例

#### ■インターネット関連(ワンクリック詐欺)

携帯電話やパソコンで、インターネットを利用中に、迷惑メールに添付されたURLをクリックしたり、バナー広告や無料サイトにアクセスしただけで「登録完了」などと表示され、不当に料金を請求する手口です。

インターネットでホームページにアクセスした場合、個人を特定できる重大な個人情報伝わることはありません。携帯電話の「個体識別番号」や「所在地情報」などが画面に現れたり、不安をあおる文面があっても、あわてて請求先に連絡することはやめましょう。

#### ■商品一般(架空請求)

あたかも公的機関のような名称を使い、「民事訴訟最終通達書」と題するハガキで、訴訟が起こされているとして、「給与や財産の差押え」などと不安をあおり、受け取った人に連絡をさせて、言葉巧みにお金をだまし取ります。

通販の利用経験のある女性を狙い、「メイク」や「ビューティー」などの言葉を付けた架空の通販会社と、その会社への未納料金に関する訴訟の代理人と称する弁護士(法律事務所)の連名で送りつける架空請求(封書)も多くなっています。

#### ■エステ・割引会員サービスなど(アポイントメントセールス)

電話で「懸賞が当たったので取りに来て」「あなただけ特別に」などと告げて、店舗・喫茶店などに呼び出し、長時間強引に勧誘して契約させます。

友人からの電話で「エステの無料体験」があると誘われ、店舗へ出掛けたら、契約の勧誘を受けた女性はいませんか?

見知らぬ女性からの電話で「いい話がある」などと誘われて、ファミレスなどへ行ってしまった男性はいませんか?

#### ■自動車

中古車に関するトラブル(整備不良・虚偽表示など)が多く、雑誌やインターネット経由で購入したものが増えています。

#### ■レンタルビデオ

勝手に債権を譲渡されたと言って、何年も前のレンタルビデオが未返却だとして、法外な延滞料を請求してきます。

#### ■割引会員サービス

以前会員契約したが、利用せず忘れていた会社から、突然、会費や更新・退会料を請求される二次的被害があります。

### 若者でも深刻化している多重債務問題

お金の借り過ぎや無計画なクレジットカードの利用により、多重債務に陥る若者が後を絶ちません。借金・クレジットカード利用の前に、返済できる金額が、生活に本当に必要な商品・サービスか、もう一度よく考えましょう。

### 特に新成人が危ない

未成年の時は、結婚している場合などを除き、法定代理人(通常は両親)の同意を得ないで行った契約を一方的に取り消すことができましたが、20歳になれば、学生であっても、自分で結んだ契約は自己責任になります。

### 消費者トラブルを防ぐために

※困ったときは、まず相談(県民生活センター消費生活相談専用:055-235-8455)

- 1 不審なメールや見知らぬ異性からの電話は要警戒
- 2 「無料」などの甘い言葉の安易な信用は禁物
- 3 友人などからの勧誘でも、いらぬ時は断る勇気が大切
- 4 契約は、その場で結ばず、よく検討

# 県産の牛肉は、こうして安全性が確保されています。

## 1 牛のトレーサビリティ制度

- BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、国内で生産された全ての牛に個体識別番号を付け、一頭ごとに国が管理します。  
これは、牛の生産から流通・消費における情報を個体識別番号により管理するもので、消費から生産段階に遡って情報を確認できる制度です。
- この制度のしくみは、牛の生産者やと畜者から届け出られた牛の出生や移動等の情報をデータベース化してインターネットを通じ、個体識別番号を入力することにより、その牛の出生からと畜までの履歴が検索できるようになっています。また、県内で生産される牛肉については、株式会社山梨食肉流通センターが独自の生産履歴情報を提供しているのご利用ください。
  - 独立行政法人家畜改良センター ホームページ <http://www.nlbc.go.jp>  
携帯電話から <http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>
  - 株式会社山梨食肉流通センター ホームページ <http://www.y-meat-center.co.jp/>
- この制度の信頼性確保のため、国や県の関係機関による立入検査を実施するとともに、国では食肉となる全ての牛肉のサンプルを保管し、DNA鑑定により個体識別番号が適正に伝達されているかチェックを行っています。

## 2 動物用医薬品等のポジティブリスト制度

- 平成15年に食品衛生法の一部が改正され、国内に流通する食品に残留する農薬等について残留基準を設定し、基準が定められていない農薬等が一定量以上ふくまれる食品の流通を原則として禁止する制度(ポジティブリスト制度)が導入され、平成18年5月から施行されました。
- 牛肉等の畜産物においては、動物用医薬品や飼料添加物などがポジティブリスト制度の対象となります。安全な畜産物を生産するため、家畜の適切な飼育管理と動物用医薬品等の適正な使用を行う必要があることから、県は家畜保健衛生所による定期的な農家指導や立入検査、また畜産物への残留検査等を実施しています。
  - 動物用医薬品**：感染症等の治療や予防を目的として、専ら動物のために使用することを目的としたもの
  - 飼料添加物**：飼料の品質低下防止、栄養成分の有効利用促進等のために飼料に添加・混和して用いるもの

## 3 適正な表示の励行

- 食品の表示は、消費者が食品を購入するときに食品の内容を正しく理解し、選択したりする時に重要な情報となります。牛肉を販売するときの表示内容については、様々な規定により定められていますが、主なものは、食品衛生法、JAS法、景品表示法、牛トレーサビリティ法などがあります。

**食品衛生法**：添加物等、衛生上の安全確保のための表示  
**JAS法**：商品選択のため品質に関する適正な表示  
**景品表示法**：商品に関する虚偽、誇大な表示の禁止  
**牛トレサビ法**：牛の履歴に関する個体識別番号の表示



- 県は、関東農政局山梨農政事務所と連携をとり、県内の食肉小売店やスーパー等の量販店について定期的な巡回検査を実施し、不適正な表示について改善を指導しています。また、食品表示ウォッチャーによるモニタリングや食品安全110番での表示等に関する相談を受けています。

# 県産牛肉の紹介

## 甲州牛（生産者：甲州牛研究会）



県内のベテラン肉用牛農家が構成する甲州牛研究会の会員が、磨き抜かれた飼育技術の積み重ねにより丹念に育て上げた黒毛和種で、品質が最高のランク(4、5等級)に格付けされた牛肉です。

## 甲州ワインビーフ（生産者：甲州ワインビーフ生産普及組合）



山梨県の特産であるワインを搾ったワイン粕を飼料として育てられた牛肉です。ワイン粕は、良質な繊維を大量に含んでいるとともに、ぶどうの皮の成分が肉質の改善につながり、キメ細かく柔らかな牛肉となっています。

## 甲州麦芽ビーフ（生産者：甲州牛研究会）



ウイスキーやビールを醸造する際に生産される麦芽糖化粕を飼料の一部として給与し、甲州牛研究会の会員の熟練された技術により一頭一頭でいねいに仕上げられたジューシーで美味しい牛肉です。

# やまなし食育推進応援団を募集しています

食育推進に積極的に取り組む事業所(民間企業、生産農家、農場等)や運動に協力する事業所等を募集し、やまなし食育推進応援団として登録、ステッカーの交付や県ホームページで紹介します。現在、やまなし食育推進応援団に登録する事業所を募集しています。

### 対象事業者

- 外食産業関係において、次の活動に積極的に取り組む事業所  
栄養成分表示、カロリー表示、食事バランスガイドの表示、県産農産物・県産食材使用、原料原産地表示、アレルギー表示
- 食品製造、加工業関係において、次の活動に積極的に取り組む事業所  
栄養成分表示、県産農産物使用
- 流通販売業関係において、食育情報の消費者への提供などに積極的に取り組む事業所
- 生産農家、農場において、消費者との交流の機会の提供などに積極的に取り組むもの



お問い合わせ先 山梨県 食の安全・食育推進室 ☎055-223-1588

食品安全110番

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全性に関する相談や情報を受け付けています。

相談電話番号 055-223-1638

(午前8時30分～午後5時 土日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く)

## クーリング・オフできる商品・サービスの追加

訪問販売や電話勧誘販売で契約した次の商品・サービスについても、契約書面を受領した日を含めて8日以内はクーリング・オフ(契約の無条件解約)が可能になっています。(平成19年7月15日以降契約分から適用)

- みそ、しょうゆ、その他の調味料(砂糖、香辛料、みりん、料理酒など)
- 占いと併せて行われるいわゆる祈祷などの援助サービス
- 海外商品取引や海外商品オプション取引の仲介サービス

※最近、みその訪問販売の相談が多くなっています。訪問販売員が大量に売りつけ、「味見て開封したのでクーリング・オフできない」と言う場合もあるようですが、クーリング・オフは適用できます。早めに県民生活センターへご相談ください。

高齢者を狙う

## 寒い時期には 温熱治療器などの催眠商法にご用心!!



悪質業者は、近くで格安料金の店を開店すると偽り、無料引換券を渡して、民家などに誘い出します。その場所では、日用品が次々に無料で配られ、一種の興奮状態の中で、買わなければ損と錯覚させられて高額な商品を買ってしまいます。

格安で商品が買えるという折り込みチラシで誘い出す手口もあります。その場所では、格安で食品・雑貨が買え、健康に関する講話なども聞け、何より販売員が優しく接してくれるため、友人などと誘い合っ、長期間通ってしまいます。そのうちに、講話などを通じて業者のことを信じ切ってしまう、効能効果の根拠もない高額な商品を買わされてしまいます。

## 各種モニターの募集案内

### 平成20年度「山梨県消費生活相談員」募集 30名(公募分)

山梨県では、地域における消費者の相談窓口となり、消費者トラブルを未然に防ぐための普及啓発を行っていただく「山梨県消費生活相談員」を委嘱しています。

平成20年度も山梨県消費生活相談員を募集しますので、消費者行政に関心のある方は、ぜひご応募ください。

- 応募資格** 県内在住で満20歳以上の方
- 活動内容** 地域における相談対応、普及啓発、活動報告書の提出及び研修会(年2回程度)への出席
- 応募方法** 応募用紙に住所、氏名(ふりがな)、電話番号、山梨県消費生活相談員や各種モニター経験の有無、応募理由をご記入の上、郵送でご応募ください。  
※応募用紙は、県民生活課、県民生活センター、各地域県民センターにあります。県のホームページからもダウンロードできます。 <http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenmin-skt/index.html>
- 募集期間** 平成20年1月8日(火)~2月8日(金)まで<当日消印有効>
- 謝礼等** 年額上限6,000円
- 選考結果通知** 選考の結果、採用予定の方のみ3月末までに応募者本人あてに通知します。採用されなかった方には通知いたしませんので、ご了承ください。
- 応募先・問い合わせ先** 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁 県民生活課 消費生活担当  
TEL 055-223-1352 FAX 055-223-1354

### 公正取引委員会 平成20年度「消費者モニター」募集

独占禁止法や景品表示法などの運用を通じて、価格カルテルや不当表示などを規制し、消費者の利益を守っている公正取引委員会の仕事に、消費者の立場から協力していただく方を毎年募集しています。

- 応募資格** 20歳以上の一般の消費者の方
- 活動内容** アンケート調査への回答(年数回)、身近な情報の提供・消費者としての意見や要望の提出(随時) 研修会への出席(年2回)、その他、公正取引委員会が行う調査への協力業務があります。
- 応募先・問い合わせ先** 詳しい応募要領は、公正取引委員会 消費者取引課までお問い合わせください。  
TEL 03-3581-5471(代表) <http://www.jftc.go.jp>